

【民法】

一 Aは、2006年8月1日、所蔵品の1つである横山大観の絵をBに売却する旨の契約をBとの間で締結し、後日引き渡すことにした。ところが、Aは、同月5日、その絵をCに二重に売却し、直ちに引き渡してしまった。

Cは、以前からBに対して恨みを抱いており、意趣返しの目的でこの絵を手に入れたのであった。Cは、8月20日、この絵を売買する契約をDと締結し、Dは、その日に売買代金全額を支払ったが、「この絵を飾る部屋の改築工事が終了するまでの期間、絵を預かって欲しい」とCに依頼し、Cはこの申出を承諾した。

1. この場合のB・D間の法律関係を論じなさい。
2. A・B間の売買契約時に、この絵について占有改定による引渡しが行われていたと仮定した場合のB・D間の法律関係を論じなさい。

二 A社団法人の理事長Bは、A法人所有の乙土地をCに売却する契約を締結した。ところで、A社団法人の定款によれば、社団法人所有の不動産を売却する場合には、理事会の決議を経ることになっていた。

1. Bは、乙土地の売却につき理事会の決議を経していない。この場合、Cは、乙土地を取得することができるか。
2. Cは、定款の内容を知っていたが、Bが理事会決議を経た上で売却したと信じていた場合、乙土地を取得することができるか。